

2 IT

ア 情報通信ネットワークインフラの整備促進

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
①線路敷設の円滑化 (総務省)	a 関係省庁が連携して、IT戦略会議・情報通信技術(IT)戦略本部で取りまとめられた「線路敷設の円滑化について」(平成12年11月6日)明記された以下の措置を講ずる。 (a) 電柱・管路等の開放					
	i) 第一種電気通信事業者が他の公益事業者の電柱・管路等を使用する際のガイドラインを策定する。 【公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン(平成13年4月1日)】	措置済 (4月策定)				
	ii) 公益事業者の所有する電柱・管路等の使用に関し紛争が生じた場合の実効性のある法的担保措置を採るために必要な措置を整備する。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済 (11月施行)				
(国土交通省)	(b) 道路等の公的空間への敷設円滑化 i) 道路、河川、港湾等の公的空間における光ファイバーの収容空間ネットワークの整備・開放を推進するとともに、収容空間に関する情報提供の充実を図る。	順次実施			(国土交通省) ○ 平成15年度までに、道路、河川、港湾等の公共施設管理用光ファイバーの整備や電線共同溝の整備等による電線類地中化等にあわせて、約3万5千kmの収容空間等を整備した。更に、収容空間等に関するデータベースを作成し、インターネットによる公表を実施した。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(国土交通省)	ii) 橋梁の新設に合わせた線路敷設や将来の線路敷設に対応するため、モデル事業を選定し、光ファイバー敷設の在り方について検討する。 【平成14年国土交通省道路利用調整室長通知国道利第29号等】 【平成14年4月22日国土交通省道路利用調整室長通知等】	一部措置済 (3月通知)	措置済 (4月通知)			
(国土交通省)	iii) 冬期・年度末の路上工事抑制措置について、道路交通に及ぼす影響等をも勘案しつつ平成13年度から5年間は試行的に緩和を図るとともに、道路管理者等は当該措置の実施内容等をインターネット等により公開する。 【平成13年国土交通省道路利用調整室長通知国道利第5号等】	一部措置済 (試行)	一部措置済 (試行)	措置 (試行)	◎ (国土交通省) 「第一種電気通信事業者の線路敷設円滑化を図る措置の実施に当たっての基本的な考え方について」 (平成13年2月15日付け国土交通省道路局路政課道路利用調整室長・国道課道路保全対策官通知)により、平成13年度から5年間、第一種電気通信事業者が光ファイバーケーブルを敷設するために行う工事であって、年度当初に想定し得ず、かつ、緊急性が高いことが合理性を有すると認められるものについては、工事箇所等について必要な調整を行い、道路交通に著しい影響を与えない範囲で抑制を緩和する措置を講じているところであり、平成15年度においても引き続き同様の措置を講じている。 また、直轄国道については、路上工事抑制措置の実施内容等を各地方整備局等のホームページ等で公開している。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(国土交通省)	iv) 電線等を敷設するために下水道管きよを使用する際の標準的ルールについて周知を図る。 【下水道管きよの使用に関するガイドライン(平成13年3月30日)、標準下水道条例の変更(平成13年7月6日)】	措置済 (13年3月ガイドライン策定、7月標準下水道条例変更)				
(国土交通省)	v) 直轄国道の道路占用許可申請手続の電子化について、平成13年度までに所要の措置を講ずるとともに、その他の国道及び都道府県道についても電子申請が可能となるよう地方公共団体に対して要請を行う。 【直轄国道は平成13年度内に電子化済。その他の国道及び都道府県道は平成13年国土交通省道路利用調整室長通知国道利第5号の2等】	措置済 (13年2月通知)				
(国土交通省)	vi) 複数の道路管理者に係る道路占用許可申請手続のワンストップ化の推進を図る。 【道路占用許可申請手続のワンストップ化推進の在り方について(平成13年12月26日)】 【直轄国道の事務所間をまたがる電子申請を複数の申請先に一括申請できるようシステムを改良(平成15年3月31日)】	逐次実施			(国土交通省) ○ 平成15年度に、直轄国道と地方公共団体が管理する道路にまたがる電子申請手続や複数の地方公共団体が管理する道路にまたがる電子申請手続について、必要なシステムの検討を実施した。	
(警察庁)	vii) 道路使用許可の電子申請について、平成15年度までに可能となるよう各都道府県警察に対して電子申請システムの整備を要請する。 【全国交通部長会議において要請(平成13年4月18日)】	措置済 (4月要請)				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(国土交通省)	viii) 河川占用許可の電子申請について、国土交通大臣管理区間においては平成15年度までに可能となるよう所要の措置を講ずるとともに、都道府県知事管理区間においては、電子申請が可能となるよう平成15年度までに電子申請の実施方針の提示等を行い地方公共団体に対し要請する。	検討	試行 (3月試行運用開始)	措置	◎ (国土交通省) 平成15年度末までに、国土交通大臣管理区間について河川占用許可の電子申請の受付を開始するとともに、都道府県知事管理区間について電子申請の実施方針の提示等を行い、地方公共団体に対し要請した。	
(国土交通省)	ix) 河川占用許可申請に関し、光ファイバーを橋梁等に添架する場合の標準的な敷設位置等の周知を図る。 【平成13年国土交通省水政課長通知国河政第33号等】	措置済 (13年3月通知)				
(国土交通省)	x) 道路や河川に線路敷設を行う際の手続に関する占用許可手続マニュアル(平成12年度作成)の周知を図る。 【平成13年国土交通省道路利用調整室長通知国道利第5号等】 【平成13年国土交通省水政課長通知国河政第33号等】	措置済 (13年2月、3月通知)				
(国土交通省)	xi) 道路における埋設物件情報を整備するため、道路台帳の整備を促進するとともに、道路台帳の電子化を推進する。	逐次実施			○ (国土交通省) 平成15年度に、「道路台帳管理データ製品仕様書(案)」(平成15年3月策定)に基づき、当該製品仕様書の検証を実施した。	
(警察庁、総務省、国土交通省)	b) ケーブルテレビ事業者について、電気通信事業者と同様、円滑な線路敷設が実現するよう関係省庁が連携し必要な措置を講ずる。 【電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号)、平成14年国土交通省道路局長通達国道利第58号等】 【平成14年国土交通省道路局長通達国道利第9号】	一部措置済 (1月法律施行、2月通達)	一部措置済 (6月通達)	逐次実施	○ (警察庁、総務省、国土交通省) 平成16年3月、「ケーブルテレビ事業者による線路敷設の円滑化に向けた道路占用の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国土交通省道路局路政課道路利用調整室長通達国道利第29号)を発出し、ケーブルテレビ事業者の線路について、いわゆる義務占用に準じた道路占用手続や、工事調整の円滑化等を推進するよう、各道路管理者に対して指導等を行った。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(関係府省)	c インフラ整備を通じて競争を促進する観点から、光ファイバ網などの通信ネットワークの整備に際して必要となる工事や土地利用等に係る各種規制について、高コストの原因となっていないか、過剰規制となっていないか等について点検を行い、インフラ整備を抑制している規制があれば、これを緩和する等の措置を講ずる。			実際上の必要性が生じた場合に検討	○ (総務省) 電気通信事業法第128条等に基づく他人の土地等の使用に関する協議認可・裁定の運用基準として平成13年4月に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を策定し、実態を踏まえて平成16年4月1日に改正した。	
②卸電気通信役務制度の導入 (総務省)	サービスの安定的な供給及び公平な利用の確保に配慮しつつ、自治体、電力事業者、鉄道事業者等の保有する既存の光ファイバ等の有効活用を促進するとともに、電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性の向上を図るため、従来の一般利用者を対象とした電気通信役務と異なる専ら他の電気通信事業者を対象とした電気通信役務(卸電気通信役務)について、事業者間の個別契約に基づく柔軟な提供を可能とするための措置を講ずる。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済 (11月施行)				
③周波数割当ての見直し (総務省)	有限希少な周波数資源のより一層の有効利用を促進するため、周波数割当ての見直しを引き続き実施することとし、特に、超高速ネットワークインフラ等の形成を推進するため、以下の周波数割当ての見直しを重点的に実施する。					
	a 高速無線インターネットアクセスに使用可能な周波数帯を拡張する。 【平成12年郵政省告示第746号、平成14年総務省告示第131号】	措置済 (4月、2月施行)				
	b 第4世代移動通信システムの周波数を確保するための周波数再配分を実施する。 【平成14年総務省告示第545号】	検討	措置済 (9月施行)			
	c 5GHz帯無線アクセスシステムの周波数を確保するため、以下の周波数再配分を実施する。 (a) 4.900～5.000GHz及び5.030～5.091GHz 【平成14年総務省告示第545号】	検討	措置済 (9月施行)			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	(b) その他の5GHz帯の無線LAN等への利用については、平成15年6月に開催される世界無線通信会議において、この帯域を無線LANに分配することが国際的に合意され、既存利用との調和が図れれば、技術基準の策定、周波数割当等、所要の措置を講ずる。			措置	<p>(総務省)</p> <p>○ 世界無線通信会議において、無線LAN等用に5.3GHz帯(5250-5350MHz)(主に屋内使用)及び5.7GHz帯(5470-5725MHz)が追加分配されたことから、我が国におけるこれらの周波数帯での無線LANを含む無線アクセスシステムの制度化等を図るため、平成15年10月、情報通信審議会に対して無線設備の技術的条件等について諮問し、現在審議中である。</p> <p>なお、無線設備の技術的条件等については、平成16年10月頃に答申をいただく予定である。</p>	
	d 超広帯域無線方式(UWB:Ultra Wide Band)の利用が可能となるよう、必要な技術基準の制定等所要の制度整備に向けた検討を行う。		検討	結論	<p>(総務省)</p> <p>○ UWB(超広帯域)無線システムについては、国際的に議論が途上にあることを踏まえ、平成16年3月24日、情報通信審議会「UWB(超広帯域)無線システム委員会」での審議を中間報告として取りまとめた。</p>	
④公共ネットワーク・災害時用無線システム構築のための周波数割当等(総務省)	国・地方公共団体が無線アクセスシステム等を用いた地域内の公共ネットワークや災害時に使用する無線システムの構築を行えるよう、技術基準の策定や周波数の割当等所要の措置を講ずる。		検討	措置	<p>(総務省)</p> <p>◎ 準ミリ波帯公共業務用無線アクセスシステムの技術的条件について、情報通信審議会から答申を得(平成15年3月19日)、無線設備規則、周波数割当計画等の改正について、電波監理審議会から答申を受けて(平成15年9月10日)、平成15年10月9日に公布・施行した。</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
⑤周波数再配分 方策の検討 (総務省)	最適な周波数再配分方策について、既存免許人への対応などの具体化を図るため、既に欧米で実施されたオークション方式による電波配分の実施状況の問題点を含め分析した上で、公平性、透明性、迅速性、周波数利用の効率性等の観点から検討を行い、所要の措置を講ずる。	調査・検討	調査・検討・結論	措置	<p>(総務省)</p> <p>◎ 無線LAN等の新たな電波需要に対し、電波を迅速に再配分して行くため、既存の電波利用者が円滑に退出できる仕組みを構築する必要があることから、電波の利用状況調査の評価結果を踏まえ、一定条件下において、電波の再配分により周波数の使用期限が早期に到来する既存の電波利用者に対し、再配分により通常生ずる費用に充てるための給付金を支給し、その財源には電波利用料を充てるとともに、再配分後の電波を新たに利用する免許人等に一定の負担を求めることなどを内容とした「電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出した。</p> <p>なお、再配分に係る給付金制度の導入に必要な経費として、平成16年度一般会計予算において、約2.26億円の予算措置が認められたところであり、本件法案の成立を待って、迅速な電波の再配分を進めて行く予定である。</p>	
⑥周波数に関する情報提供 (総務省)	周波数の利用状況に関する公開可能な情報について、現在の提供方法に加えて、電波の利用者の利便の一層の向上に資するような情報提供方法について検討し、所要のシステム開発等、環境整備を行う。 【電波法の一部を改正する法律（平成14年法律第38号）】	調査方法の検討、システム開発	措置済（3月施行）			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
⑦地上テレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波数の利用方法の検討 (総務省)	地上波テレビジョン放送のデジタル化に伴い、アナログ放送の終了後テレビジョン放送以外の用途に割当可能となる周波数について、諸外国の動向を調査するとともに、電波の特性に応じた最適な利用方法について検討を進める。 【平成13年総務省告示第477号】	調査・検討	調査・検討	調査・検討	○ (総務省) 地上波テレビジョン放送のデジタル化により、約100MHzの帯域が平成24年以降テレビジョン放送以外の用途で使用可能となるよう周波数割当計画を変更した。(平成13年7月25日) また、米国、英国等諸外国における地上波テレビジョン放送の周波数構成、アナログ放送の停波時期等について調査を行った。今後とも、平成24年以降に使用可能となる約100MHzの周波数について、諸外国の動向を引き続き把握するとともに、電波の特性に応じた最適な利用方法について、継続して検討を行う。	
⑧電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大 (総務省)	a 電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大(2MHz～30MHzを追加)について、放送その他の無線業務への影響について調査を行い、その帯域の利用の可能性について検討する。 【検討の結果、現時点では周波数帯域の拡大は行わないこととした】	検討	結論			
	b 電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大に関し、無線通信に影響を与えない方法により漏洩電波低減技術についての実証実験を実施できるよう措置する。			措置	◎ (総務省) 2～30メガヘルツを使用する電力線搬送通信について、電波法施行規則等の一部改正案等に関し、平成15年8月にパブリックコメントの募集をするとともに、平成15年9月に電波監理審議会へ諮問し、平成15年11月の答申を踏まえ、漏洩電波低減技術に関する実験を実施できるよう措置した。(平成16年1月26日)	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
⑨ 高速道路の高架橋脚空間の活用 (国土交通省)	高速道路の高架橋脚空間への光ケーブルの敷設の方策について検討する。	検討	検討	検討 (17年度中の道路関係4公団民営化時まで に結論)	○ (国土交通省) 検討中である。	
⑩ マンション内への光ファイバー敷設の際の区分所有者合意要件の緩和 (法務省) 〈住宅ア50bの再掲〉	マンションの共用部分の変更について、形状又は効用を著しく変更するものを除き、決議要件を緩和し、過半数の普通決議で足りることとする。 【建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第140号）】		法案成立後公布	措置 (公布後6か月以内に施行予定)	〈住宅ア50bの再掲〉	
⑪ 構内無線局のRFIDに係る周波数ホッピング方式の導入 (総務省)	構内無線局の移動体識別システム（RFID：Radio Frequency Identification）について、電波干渉に強い周波数ホッピング方式を用いたものの制度化を図るとともに、その出力範囲を従来方式のものと同程度までとする。		検討	措置 (第1四半期施行予定)	◎ (総務省) 2.4GHz帯構内無線局の移動体識別システムについて、従来の狭帯域通信方式に加え、雑音に強く読み取り精度が向上するとともにより長い通信距離が可能となる周波数ホッピング方式を導入した。 (平成15年6月18日施行)	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
⑫実験局の免許要件の緩和 (総務省)	新しい無線方式の実証実験等のための実験局免許については、他の無線局への混信を及ぼすおそれがないこと及び将来の電波の有効利用を阻害しないことを前提として、実験目的を審査せず、また、技術基準への適合性の確認手続の簡素化を図ることとし、技術の将来性や波及効果などを勘案して、免許を付与する。		検討	措置	<p>(総務省)</p> <p>◎ 「電波有効利用政策研究会第一次報告書」（平成14年12月25日 電波有効利用政策研究会）の第4編第4節「電波有効利用技術の開発推進のための環境整備」において提言を受け、既設無線局への混信が発生しないこと等を前提として、免許期間を短期間に限定した実験無線局（特定実験局）制度を導入した。（平成16年3月1日施行）</p> <p>この制度の導入により、特定実験局に係る申請から免許までの期間短縮及び特定実験局開設者の経済的負担が軽減され、電波の逼迫対策の推進及び産業の活性化に資することとなる。</p>	
⑬通信端末機器・特定無線設備の基準認証に関する自己適合宣言制度の早期導入 (総務省)	通信端末機器・特定無線設備の基準認証に関して、製造者等の自己責任を重視する考え方を踏まえた自己適合宣言制度を早期に導入する。 (第156回国会に関係法案提出)		法案提出	法案成立後公布・施行	<p>(総務省)</p> <p>◎ 平成15年7月24日に公布された「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第125号）及び同年6月6日に公布された「電波法の一部を改正する法律」（平成15年法律第68号）により、電気通信事業法及び電波法をそれぞれ改正し、端末機器及び特定無線設備に関し、製造業者等が技術基準適合性を自ら確認できることとする制度（技術基準適合自己確認制度）を導入するとともに、自己確認をした製造業者等に対する監督規定を整備する等した。（平成16年1月26日施行）</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
⑭ ソフトウェア無線設備に関する技術基準適合証明方法の導入 (総務省)	ソフトウェア無線技術を利用した無線設備について、ソフトウェア無線技術の研究開発動向を見極めつつ、当面実用化が見込まれるものについて技術基準適合証明の方法等を検討し、必要に応じ措置を講じる。			検討(16年度中に結論)	○ (総務省) 平成15年12月15日から平成16年3月15日までソフトウェアで機能を切り替える無線設備に係る基準認証制度のあり方に対する意見募集(パブリックコメント)を実施した。 今後は意見募集の結果を踏まえ、ソフトウェア無線技術の研究開発動向を見極めつつ、当面実用化が見込まれるものを対象として、技術基準適合証明の方法等を検討する予定である。	

イ 電気通信分野における新たな競争政策の樹立

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
①非対称規制の導入 （総務省）	市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去するための規制を導入する。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）】	措置済 （11月施行）					
②事業者規制緩和の徹底 （総務省）	一方、事業者に対する規制緩和を積極的に推進する観点から、以下の事項について、速やかに措置を講ずる。						
	a 市場支配力を有さない事業者間の接続協定について認可制を一定の条件下で届出化 【電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）】	措置済 （11月施行）					
	b 市場支配力を有さない第一種電気通信事業者の契約約款について、認可制を一定の条件下で届出化 【電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）】	措置済 （11月施行）					
	c 業務区域拡大に係る変更許可制の届出化 【平成14年総務省令第53号】	検討	措置済 （4月施行）				
③電気通信事業における事業区分の見直し （総務省）	電気通信事業における事業区分について、新規参入を一層促進する観点から、一種・二種の事業区分の廃止、参入規制の大幅な緩和（許可制の廃止）等、全般的に規制水準を引き下げる方向で抜本的に制度を見直していく。その際は、法益に照らし合わせ、事業者の自由な創意工夫を阻害することのないよう、事前規制については適切な範囲で必要最小限のものとする。 （第156回国会に係る法案提出）	検討	法案提出	法案成立後公布	◎ 平成14年8月7日、情報通信審議会から、電気通信事業法における一種・二種の事業区分を廃止する等競争の枠組みについて見直すことを内容とする「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」を受けた。この答申を受けて、平成15年3月17日に、一種・二種の事業区分の廃止、参入に係る許可制の廃止等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出し、同年7月17日に可決・成立同年7月24日に公布された。（平成16年4月1日に全部施行）		

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
④他事業者のネットワーク利用 (総務省)	電気通信事業者によるネットワーク構築における一層の柔軟性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。					
	a 第一種電気通信事業者が行う業務の委託に係る認可要件の緩和等について検討し、所要の措置を講ずる。 【平成14年総務省令第53号】	検討	措置済 (4月施行)			
	b 第一種指定電気通信設備を設置している東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「東・西N T T」という。)の地域通信網における事業者向け割引料金(キャリアズレート)制度の拡充について検討し、所要の措置を講ずる。 【平成14年総務省令第14号】	措置済 (2月施行)				
	c 光ファイバー設備のアンバンドル化については、端末系伝送路設備、中継伝送路設備の各々について、伝送装置を介さないアンバンドルされた形態での接続を確保するための措置を講ずる。 【平成13年総務省令第59号、平成13年総務省令第60号】	措置済 (4月施行)				
⑤外国の電気通信事業者等との間の協定等の認可対象範囲の見直し (総務省)	外国の電気通信事業者等との間の協定等の締結に関し、総務大臣の認可の対象となる事項の範囲の見直しについて検討する。		検討	検討・結論	(総務省) ◎ 外国の電気通信事業者等との間の協定等の締結に関し、国際精算料金の引下げを定める場合については、認可対象から外すこととした。(平成16年4月1日施行)	
⑥インターネット関連サービスに関する業務支援システム(OSS)の開放 (総務省)	インターネット関連サービスを提供する際に必要な東・西N T Tの業務支援システム(OSS)の開放について、開放すべき項目について、個人情報の保護や費用負担の在り方等の観点から検討を行う。 【「IT時代の接続ルールに関する研究会」報告書(平成14年7月23日)】		措置済 (7月公表)			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
⑦ユニバーサルサービス (総務省)	電気通信分野におけるユニバーサルサービスの提供を確保するため、地域通信市場の競争の進展の状況に応じて、必要なコストを合理的基準に基づき電気通信事業者間で負担する制度を設ける。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	法 案 成 立、公布	措置済 (6月施行)			
⑧電気通信事業分野におけるエンフォースメントの強化 (総務省)	a 電気通信事業者間の紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、接続等に係る紛争のあっせんなどを行う機関として、両議院の同意を得て総務大臣が任命する委員から構成され、通常の許認可部門から組織的に独立した「電気通信事業紛争処理委員会」(国家行政組織法第8条に基づく機関)を設置する。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済 (11月施行)				
<競争ウ②aの再掲>	b 電気通信事業分野において、引き続き、市場参加者のより一層の信頼を得るべく、市場環境の変化に即応した競争ルールの見直しを図るとともに、情報収集、監視、紛争処理、制裁措置といったエンフォースメントの強化に一体的な取組を図る。		逐次措置		<競争ウ②aの再掲>	
⑨NTTの在り方 (総務省)	a NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、東・西NTTの経営効率化の推進等、競争促進のための自主的な実施計画をNTT持株会社及び東・西NTTが作成し、公表することを期待するとともに、当該実施計画の実施状況を注視する。 【電気通信市場の競争促進のための自主的な実施計画の実施について(平成13年10月26日)】	一 部 措 置 済 (10月公表)	注 視	注 視	(総務省) ○ 引き続き、「電気通信市場の競争促進のための自主的な計画」の着実かつ速やかな実施を要請するとともに実施状況を注視している。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b NTTグループ企業間のファイアーウォールの在り方に関し、平成11年7月のNTT再編時のファイアーウォールの遵守状況を速やかに点検する。 【NTT再編成時のファイアーウォールの遵守状況の点検結果(平成14年2月22日)】	一部措置済 (2月点検)	引き続き注視	引き続き注視	○ (総務省) NTT再編時のファイアーウォールについて、引き続き注視している。	
	c また、東・西NTT間における競争の促進状況について、十分注視し、必要に応じ人的を始めとするファイアーウォールの設置その他の手段により実質的な競争を実現するための有効な措置を講ずる。	必要に応じ措置			－ (総務省) 東・西NTT間における競争の進展状況について注視している。	
	d 東・西NTTの業務範囲規制については、IT革命推進のため、東・西NTTの業務範囲規制を本来業務の遂行及び公正競争条件に支障を与えないことを条件として緩和しうる措置を講ずる。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済 (11月施行)				
	e NTTグループの経営形態等については、公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合には、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、速やかに電気通信に係る制度、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う。	必要に応じ措置			－ (総務省) 電気通信事業における公正な競争を促進するための諸措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第62号)の施行(平成13年11月30日)等による、競争の進展状況を引き続き注視している。	
	f 以上のほか、日本電信電話株式会社法(NTT法)等における規制について、国の安全確保や電気通信の公共性の確保等に配慮しつつ、以下の措置を講ずる。 (a) 国の安全確保に係る措置については、					
	i) 電気通信分野における国の安全確保のために有効な措置の在り方について検討し、必要に応じて、外為法の運用強化を含む有効な措置を講ずる。	結論	必要に応じて措置		－ (総務省) 国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置することとしている。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	ii) 当面、NTT持株会社の外国人等の議決権割合に係る規制を3分の1未満まで緩和する等の措置を講ずる。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済 (11月施行)				
	(b) NTT持株会社及び東・西NTTに係る外国人役員規制の在り方については、WTO基本電気通信合意上、我が国がNTTに係る外資規制と一体として当該制限を留保してきた経緯を踏まえ、外資規制の在り方と一体で検討する。	結論	国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置		<p>(総務省)</p> <p>— NTT持株会社及び東・西NTTに係る外国人役員規制の在り方については、平成14年2月の情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」を踏まえ、当分の間、緩和を行わないこととするが、今後の国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置することとしている。</p>	
	(c) NTT持株会社に係る政府保有株式数規制については、緩和する方向で検討を進める。	検討	引き続き検討(結論)		<p>(総務省)</p> <p>○ NTT持株会社に係る政府保有株式数規制の在り方については、「特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）」及び平成14年2月の情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」等を踏まえ、売却可能株式の処分状況を勘案するとともに、国の安全確保、ユニバーサルサービスの安定的な確保及び我が国の研究開発力の維持等への影響を十分に検証しつつ、引き続き検討している。</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
	(d) N T T持株会社の新株発行の認可制については、国際的なM&A(企業合併・買収)等のグローバルな事業活動を迅速かつ弾力的に展開するための機動的な資金調達という観点等から、緩和措置を講ずる。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済 (11月施行)				
	(e) N T Tコミュニケーションズの経営の自主独立性の確保等を図る観点から、N T T持株会社がN T T法附則第6条の規定により取得したN T Tコミュニケーションズの株式の処分に係る認可制度を廃止する。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】	措置済 (11月施行)				
⑩電気通信事業分野における独占禁止法上及び電気通信事業法上の考え方の明確化(公正取引委員会、総務省) 〈競争ウ④の再掲〉	a 電気通信事業分野における公正な競争を促進する観点から、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為や、競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為の具体的事例を示した独占禁止法上及び電気通信事業法上の指針を平成13年中にとりまとめ、公表する。 【電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(平成13年11月30日)】	措置済 (11月公表)				
	b また、上記指針について、平成14年中に見直しを行うとともに、その後も必要に応じて逐次見直しを行う。 【「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定(平成14年12月25日)】		一部措置済 (12月改定・公表)	必要に応じて逐次見直し		〈競争ウ④の再掲〉

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
⑪ 移動体通信事業における再販事業者の参入を促進するためのガイドラインの策定（総務省）	a 移動体通信市場において、周波数の割当を受けずにサービス提供を行うMVNO（Mobile Virtual Network Operator）の参入を促進し、更なる競争の進展を通じた料金の低廉化、サービスの多様化を図るため、MVNOに係る制度運営の透明性・予見可能性を高めるガイドラインを策定・公表する。 【MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成14年6月11日）】		措置済 （6月策定・公表）		（総務省） ー 平成15年度においては、特段の見直しを行うべき状況変化は生じなかった。	
	b また、引き続き、上記ガイドラインの見直しを行う。		逐次見直し			

ウ 電子商取引ルールと新たな環境整備

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
①景品類に関する規制の見直し （公正取引委員会） 〈競争エ②の再掲〉	電子商取引など新しい形態の商取引の普及に対応するために、現行の景品類に関する規制について早急に検討を行い、ホームページ上で景品類を提供する際の景品規制に関する運用基準など、電子商取引における景品類の規制についての運用基準を明確化する。 【インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いについて（平成13年4月26日）】	措置済 （4月公表）				
②対消費者電子商取引に係る独占禁止法上の考え方の明確化 （公正取引委員会） 〈競争エ④の再掲〉	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、「消費者向け電子商取引への公正取引委員会の対応について－広告表示問題を中心に－」を平成13年1月に公表したところであるが、平成13年中に電子商取引の実態を適宜把握し、必要に応じて見直しを行う。 【消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項（平成14年6月5日）】	検討	一部措置済 （6月公表）	必要に応じて逐次見直し	〈競争エ④の再掲〉	
③登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 （法務省） 〈法務イ⑭の再掲〉	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早期に完了する。	検討(16年度措置) 逐次実施			〈法務イ⑭の再掲〉	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
④会社設立に関する諸手続の電子化 （法務省、総務省、財務省、厚生労働省） 〈法務イ⑮の再掲〉	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅に削減する観点から、会社設立に関する諸手続（会社設立登記後の各種申請等の公的手続を含む）の電子化を一層推進する。		継続的に実施		〈法務イ⑮の再掲〉	
⑤商業帳簿等の電子化 （法務省） 〈法務イ⑩の再掲〉	a 株式会社の商業帳簿等の電子化 システム化による業務効率向上を図る観点から、監査報告書、株主総会議事録、取締役会決議議事録について、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、電子データによる作成・保存を認める。 定款等についても、同様の観点から、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、書面での作成及び備置きは不要とする。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置済（4月施行）			
（金融庁） 〈金融イ⑪の再掲〉	b 信用金庫の商業帳簿等の電子化 平成13年改正商法における株式会社同様に、信用金庫及び信用金庫連合会についても、計算書類・定款等の電磁的方法での作成、電磁的記録での備え置きを認めることについて検討し、結論を得る。			検討・結論	〈金融イ⑪の再掲〉	
⑥株主総会の招集通知の電子化 （法務省） 〈法務イ⑪の再掲〉	インターネットや電子メール経路による招集通知を希望する株主に対しては、企業のコスト軽減、環境への配慮の観点から、インターネットや電子メール経路での通知を認める。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置済（4月施行）			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
⑦株主総会における議決権行使の電子化 （法務省） 〈法務イ⑩の再掲〉 （金融庁） 〈金融イ⑩の再掲〉	a 株式会社の議決権行使の電子化 株主総会参加のための時間・距離・コストの制約を取り除き、より多くの株主との意思疎通を図り、同時に定足数の確保を図る観点から、株主が希望する場合には、議決権行使書面の電子化を認めるための所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置済 (4月施行)				
	b 信用金庫の議決権行使の電子化 平成13年改正商法における株式会社同様に、信用金庫及び信用金庫連合会の会員についても、電磁的方法での議決権の行使を認めることについて検討し、結論を得る。			検討・結論	〈金融イ⑩の再掲〉		
⑧電子媒体による株式会社等の公告の実現 （法務省） 〈法務イ⑬の再掲〉 （金融庁） 〈金融ア30の再掲〉 （金融庁、法務省） 〈金融ア23の再掲〉	a 電子媒体による株式会社の公告の実現 企業のコスト削減の観点、高度情報社会の進展等を総合的に勘案した上で、電子媒体による公告を会社の公告として認めることについて、結論を得た上で所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	一部措置済 (4月施行) 検討・結論	15年中に法案提出	〈法務イ⑬の再掲〉		
	b 電子媒体による銀行の公告の実現 商法同様、銀行にも電磁的方法による決算公告を許容するとともに、平成15年度中に商法改正法案の提出が予定されている「公告一般の電子化」の措置の際にも同様の手当てを行うことについて検討し、結論を得る。				検討・結論	〈金融ア30の再掲〉	
	c 電子媒体による信託銀行の公告の実現 信託銀行が行う次の(a)～(c)の公告について、電磁的方法(インターネット)の利用を可能にするための検討を行い、結論を得る。 (a) 定型的信託契約に係る約款変更時の公告 (b) 貸付信託に係る信託契約締結時・信託約款の変更時の公告 (c) 公益信託について、毎年1回一定の時期に信託事務及び財産の状況を公告(方法については法定されていない)。			検討開始	検討・結論	〈金融ア23の再掲〉	
			措置済				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
⑨銀行子会社によるネットワーク上のプリペイドカード事業の解禁 （金融庁） 〈金融ア27の再掲〉	銀行子会社によるネットワーク上でのプリペイド事業を金融関連業務の対象とすることについて検討を行い、結論を得る。			検討・結論	〈金融ア27の再掲〉	
⑩銀行における電子マネー業務等の取扱の明確化 （金融庁） 〈金融ア28の再掲〉	オフラインデビット、電子マネー業務を銀行法上の付随業務とすることについて検討を行い、結論を得る。			検討・結論	〈金融ア28の再掲〉	
⑪インターネット等での取引に係る社員の雇用形態の見直し （金融庁） 〈金融エ16の再掲〉	保険募集において、派遣社員等が活用できるよう、「保険募集に従事する役員又は使用人」の解釈を示した金融庁の「事務ガイドライン」を平成13年中に見直す。 【金融庁事務ガイドライン改正(平成13年3月30日)】	措置済 (13年3月改正)				
⑫インターネットによる保険販売に係る事業方法書の認可基準の明確化 （金融庁） 〈金融エ17の再掲〉	平成13年中に、インターネットによる保険販売の方法に係る内閣総理大臣の認可基準を明確化する。 【平成13年内閣府令第66号、金融庁事務ガイドライン改正(平成13年7月6日)】	措置済 (7月施行及び改正)				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
⑬CPのペーパーレス化 （金融庁、法務省） 〈金融ウ⑤の再掲〉	券面を必要としないCPの発行、移転、償還等の在り方について関係団体等の参加を得た検討結果を踏まえ、CPのペーパーレス化について必要な措置を講ずる。 【短期社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)】	法案成立、公布	措置済 (4月施行)			
⑭証券決済制度の改革 （金融庁、法務省） 〈金融ウ⑧の再掲〉	証券決済の迅速化及び確実化を実現するため、社債等について、その無券面化を可能とするとともに、それが階層的に保有される場合について、社債等登録法を廃止し、新たな振替制度を創設する。 【証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）】	法案提出	措置済 (1月施行)			
⑮有価証券届出書の効力発生期間の短縮 （金融庁） 〈金融ウ⑬bの再掲〉	EDINET(証券取引法に基づく有価証券届出書等の開示書類に関する電子開示システム)により提出される訂正発行登録書に係る発行登録の効力停止期間の短縮を検討し、結論を得る。		検討・結論	措置予定 (4月)	〈金融ウ⑬bの再掲〉	
⑯医薬品のカタログ販売における範囲の見直し （厚生労働省） 〈流通ウ①の再掲〉	近年のインターネットによる取引の急速な発展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範囲を拡大することにより消費者利便の向上を図る観点から、現時点において薬局等で販売されている医薬品について、カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、これまでの基準に従い、改めて検討する。	検討	検討	検討	〈流通ウ①の再掲〉	
⑰不動産特定共同事業の要件 （国土交通省、金融庁） 〈住宅ア43の再掲〉	電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、消費者保護やトラブルの未然防止を図りつつ、検討を行い、どのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」(法第24条第1項)、「書面に記名捺印」(法第24条第2項)に該当するののかについて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。	検討・結論		措置	〈住宅ア43の再掲〉	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
⑱電子契約、情報財契約のルール (経済産業省)	a インターネット等の情報通信の手段を用いる場合の隔地者間の契約の成立時期などについて、民法が定める民事ルールを見直し、電子商取引の円滑化を図るための法案として、電子取引に係る民法の特例等に関する法律案を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 【電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(平成13年法律第95号)】	措置済 (12月施行)			○ (経済産業省) 平成15年6月13日に「電子商取引等に関する準則」を改訂した。	
	b プログラム取引における利用者保護措置を定める「特定電子取引の円滑化に関する法律案」(仮称)を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 【電子商取引等に関する準則(平成14年3月29日)】 【「電子商取引等に関する準則」改訂(平成14年7月30日)】	一部措置済 (3月準則策定)	逐次検討			
⑲インターネットサービスプロバイダー等の責任ルール (総務省)	インターネット上の情報流通に関して、ウェブページ等への情報掲載による他人の権利利益の侵害にプロバイダー等が迅速かつ適切な対応が行えるよう責任を明確化するため、必要なルールの整備を行う。 【特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)】	法案成立、公布	措置済 (5月施行)			
⑳通信販売等におけるいわゆる迷惑メール対策 (経済産業省)	消費者が電子メールによる商業広告の受け取りを希望しない旨の連絡を通信販売事業者等に行った場合には、その消費者に対する商業広告の再送信を禁止する等、通信販売等における電子メールの利用の適正化のための措置を講ずる。 【特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第28号)】	法案提出	措置済 (7月施行)			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
21電子商取引の促進のための既存制度の見直し （関係府省）	対面行為の義務付け、事業所・人員などの必置規制、書類保存義務など、電子商取引の成長を妨げる既存の法律や規制の改定について検討する。 【平成13年経済産業省令第20号等】	逐次検討			○ （内閣官房及び関係府省） 平成16年2月6日にIT戦略本部において、電子商取引に関する規制改革事項を含む「e-Japan戦略II加速化パッケージ」を決定した。 書類保存義務については、関係府省等の協力を得て、民間保存文書の電子的保存に関する調査を実施。この調査の結果を踏まえ、民間保存文書の電子的保存に関する対応の方向性について取りまとめを行った。	
22インターネットを利用した古物取引を促進するための環境整備 （警察庁）	古物商が古物の買受け等を行う場合の相手方の確認について、電子署名等を用いた非対面による方法によっても行うことができることとする等古物商によるインターネットを利用した取引を促進するための措置を講ずる。 【古物営業法の一部を改正する法律（平成14年法律第115号）】	法案提出	法案成立後公布	法律施行（4月）	◎ （警察庁） 古物営業法の一部を改正する法律（平成14年法律第115号）の一部が平成15年4月1日に施行された。	
23ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方の明確化 （公正取引委員会） 〈競争エ⑦の再掲〉	ソフトウェアライセンス契約等について、競争政策の観点から実態を把握し、平成13年度末を目途に独占禁止法上の考え方の明確化を図る。 【「ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会」報告書（平成14年3月20日）】	措置済（3月公表）				
24コンテンツ市場における競争促進	コンテンツ取引やクリエイターに対する報酬等に関する現状と問題点を整理した上で、コンテンツ市場における競争を促進するため、以下のとおり製作・流通等に係るルールの確立のための方策を講ずる。					

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
（公正取引委員会） 〈流通エ①の再掲〉	a 役務取引に関する独占禁止法ガイドラインの一層の整備等コンテンツ分野を含めたサービス分野において、公正な取引をより確保するためには、どのような場合に独占禁止法上問題となるかなどを予め明確にすることが重要であるとの観点から、複雑・多様なコンテンツ取引の実態を十分踏まえつつ、コンテンツの取引についての独占禁止法上の考え方をより明確化するとともに、必要に応じ「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」（平成10年3月7日）の改定を行うなど、市場参加者にとって、より自由かつ公正な取引を行うための環境整備を行う。			措置	〈流通エ①の再掲〉	
（公正取引委員会） 〈流通エ②の再掲〉	b コンテンツ制作を含めた役務の委託取引に対する下請代金支払遅延等防止法の適用 取引の適正化を図るため、コンテンツ制作を含む役務の委託に係る下請取引に下請代金支払遅延等防止法の対象を拡大し、新たに法の対象となる取引に対する執行体制の整備・拡充を図る。 （第156回国会に係る法案提出）		法案提出	法案成立後公布・施行	〈流通エ②の再掲〉	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
（総務省、経済産業省）	<p>c コンテンツ取引全般に関する契約見本の策定・周知 コンテンツ取引全般について、その複雑・多様性にも配慮しつつ、その透明化・適正化をより一層進めるため、映像に関わる取引に関する基準の策定や、関係事業者間の十分な協議を踏まえた取引交渉のたたき台となる契約書の雛型（「契約見本」）の策定など、具体的方策について検討し、その結果を公表する。</p> <p>【アニメーション・テレビ放送番組の制作及び放送権の許諾に関するモデル契約書（平成14年7月5日）】</p> <p>【「ブロードバンド時代における放送番組制作体制の公正性・透明性をより向上させるための具体的な取組」（「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」合意事項）（平成14年12月26日）】</p>	検討	一部措置済 （7月、12月公表）	措置	<p>（総務省）</p> <p>◎ 放送番組については、「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」において、今後の番組制作委託における関係者の参考となり、かつ、番組制作委託に係る諸手続の公正性・透明性をより一層高めることを目的として、「放送番組の制作委託に係る契約見本」を取りまとめ、平成16年3月26日に公表した。</p> <p>（経済産業省）</p> <p>下請法改正を契機に、特に複雑な取引関係を有するアニメ業界について、より簡便に業界が同法に対応できるよう、取引の実態を工程ごとに調査するとともに、事業者が製作を発注する際に参考にするため、同法及び取引の実態に対応したモデル契約の策定を行った。（平成16年3月23日とりまとめ）</p>	
25ブロードバンド・コンテンツの流通を促進するための環境整備 （総務省、経済産業省）	ブロードバンド・コンテンツのネットワーク流通を円滑化するため、コンテンツ流通の実証実験を通じ、基盤技術の確立及び権利処理ルールの整備を図る。		実証実験	措置	<p>（総務省）</p> <p>◎ 平成14年度に暫定的に策定した、権利処理を円滑化するための基盤技術となるメタデータ体系について、それを活用した権利クリアランスシステムの実証実験を通じて精緻化を実施した。</p> <p>（経済産業省）</p> <p>当省の委託事業において、平成14年度に開発したEDIアプリケーション（メタデータ体系を含む）を活用し、コンテンツの安全・円滑な流通を図るため、実ビジネスの文脈に即したシステムの実証実験を実施するとともに、民間の映像コンテンツ流通事業者による上記EDIアプリケーションの活用を推進している。</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
26特許法の見直し （経済産業省）	インターネット上で取引されるコンピュータソフトウェアの保護の明確化等インターネット上での知的財産保護についての検討を行い、特許法及び商標法の見直しなど、所要の制度整備に取り組む。 【特許法の一部を改正する法律(平成14年法律第24号)】	法案提出	措置済 (9月施行)			
27著作権制度の充実 （文部科学省）	高速情報通信ネットワークの急速な普及に対応し、著作物等のインターネット上での適正かつ公正な利用を確保するため、著作権制度上の当面の課題について検討を行い、所要の制度整備を行うとともに、著作権教育・普及啓発の充実を図る。 【著作権法の一部を改正する法律（平成14年法律第72号）】	法案提出	措置済 (10月、1月施行)			
28コンテンツ権利情報を整理する仕組みの研究 （総務省、経済産業省、文部科学省）	テレビ番組などの権利関係が複雑なコンテンツについて、関係する全ての権利者・権利に関する情報をコンテンツ制作時に整理する仕組みの研究を実施する。 【放送コンテンツのネットワーク流通促進に向けたメタデータ交換フレームワークに関する報告書（平成15年3月31日）】		措置済 (3月とりまとめ)			
29ADRの整備 （経済産業省及び関係府省）	a 既存の相談機関の紛争処理能力向上及びADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争処理）機関相互のネットワーク化を図り、消費者へのワンストップサービスの実現を目指すとともに、トラストマーク制度における市場メカニズムを利用したBtoC（対消費者）電子商取引のための新たなADRスキームの構築を行う。 【日米韓のトラストマーク制度実施機関による国際連携の合意（平成13年9月14日）】 【日韓星台のトラストマーク制度実施機関によるアジア・トラストマーク・アライアンス（ATA）の創設（平成15年1月）】 【(社)日本訪問販売協会により、拘束力のある業界ADRとして「消費者取引紛争処理機構」創設（平成14年6月6日）】	一部措置済 (9月合意)	一部措置済 (1月ATA創設)	措置	○ (経済産業省) 【Consumer ADR事業の実施（平成15年7月～16年3月）】 司法制度改革の一環としてADRの拡充・活性化が重要視されている状況を踏まえ、消費者取引全般を取り扱う中立的機関である社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会においてADRのニーズ調査・分析を行うとともに、Consumer ADR事業を実施し、ADRの有効性について検証した。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
（司法制度改革推進本部及び関係府省） 〈法務ア⑮aの再掲〉	b 和解事項の確実な履行確保のための執行力の付与、紛争解決中の時効期間満了を避けるための時効中断（停止）効の付与、苦情紛争処理システムと裁判手続との連携強化等について、ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争処理）に関する基本法としての立法化も含めて必要な方策を検討し、所要の措置を講ずる。		検討	措置	〈法務ア⑮aの再掲〉	
（司法制度改革推進本部及び関係府省） 〈法務ア⑲の再掲〉	c 利用者が苦情・紛争処理機関に関する必要な情報に的確にアクセスできるようにするための方策を検討し、各苦情・紛争処理機関に関する情報（組織、業務内容、過去の実績等）と苦情・紛争処理に関する諸手続等の情報を総合的にとりまとめ、データベース化した苦情・紛争処理に関する総合案内窓口（ポータルサイト等）について、これを各都道府県単位の整備するなどにより全国的な利用を可能とするよう、所要の支援策等を講ずる。		検討・措置		〈法務ア⑲の再掲〉	
30個人情報保護 （内閣官房）	個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の保護を図り、国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用できる仕組みを整備するため、以下の措置を講ずる。 a 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定める「個人情報の保護に関する法律案」を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 （第151回国会に係る法案提出） （第156回国会に係る法案再提出）	法案提出	法案提出	法案成立後公布	◎ （内閣府及び関係省庁） 第156回国会に提出された「個人情報の保護に関する法律案」は、平成15年5月23日に成立し（平成15年5月30日、公布並びに一部施行）、平成15年12月5日に「個人情報の保護に関する法律施行令」等が制定されるなど、制度整備が進められた。 また、個人情報の保護に関する法律第7条に基づく、「個人情報の保護に関する基本方針」を検討しているところである。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
（総務省及び関係府省）	b 個人情報の保護に関する法律の成立を受け、電気通信分野における個人情報保護に関する個別法案を平成14年度までに国会に提出するなど、個別分野における個人情報の保護のために必要な措置を講ずる。	検討	検討	検討 （上記法律公布後2年以内に措置）	○ （総務省及び関係府省） 全ての分野を包括的に対象とする「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を踏まえつつ、個別分野での個人情報の適正な取扱いが担保されるよう必要な措置を講じるための検討を行っている。	
31通信と放送の融合に対応した制度整備 （総務省）	通信、放送を取り巻く環境の大きな変化への的確な対応を図る観点から、以下の措置を講ずる。 a 通信衛星を利用した放送に必要な認定手続や、第一種電気通信事業者の通信回線を利用したケーブルテレビ事業に必要な許可手続の簡素化等、通信と放送の融合の進展に対応した制度整備を推進する。 【電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号）】	措置済 （1月施行）				
	b いわゆる「限定性を有する放送」について、今後、新たなサービスの出現に応じて、メディア特性に応じた規制の在り方を検討する。 【「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」改訂（平成13年12月26日）】	逐次実施			一 （総務省） 通信衛星を利用した新たなサービス展開の円滑化に資するため、技術動向やニーズ等について注視しており、今後とも、必要に応じ、「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」（平成13年12月26日策定）を見直すこととしている。。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
32 NHKのBSデジタル放送の在り方 (総務省)	NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。	検 討 開 始	検 討	検 討 (結 論)	<p>(総務省)</p> <p>○ NHKのBSデジタル放送の在り方については、引き続き検討中であり、現時点での考え方は以下のとおりである。</p> <p>NHKのBSデジタル放送の保有メディアの数については、BSデジタル放送についてNHKが先導的役割を果たすことが期待されていることにかんがみ、BSアナログ放送による標準テレビジョン放送が終了するまで現在の数を維持することとする。</p> <p>また、BSアナログ放送による標準テレビジョン放送が終了した後については、放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）第1の1(2)ア(エ)に基づいて、NHKのBS放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組（主たる放送の番組数）を超えないことを前提に、NHKのBS放送全体を見直すこととする。</p> <p>なお、NHKのBSデジタル放送のスクランブル化の実施については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき引き続き検討する。</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
33放送のデジタル化の推進 （総務省）	放送のデジタル化の推進については、マスメディア集中排除原則の緩和の検討を含めた環境整備を推進する。 【平成13年総務省告示第475号、第476号等】 【平成14年総務省告示第549号、第550号等】 【地上デジタルテレビジョン放送局の免許方針（平成14年9月27日）】	逐次実施			（総務省） ○ 地上テレビジョン放送については、平成15年12月に関東・中京・近畿の三大広域圏でデジタル放送が開始されたところであるが、「放送普及基本計画」及び「放送用周波数使用計画」の一部変更等（平成15年総務省告示第557号、平成16年総務省告示第55号等）を行い、デジタル化に伴う環境整備を推進した。 また、マスメディア集中排除原則については、平成15年6月に「放送法施行規則」等の一部改正を行いBSデジタル放送のマスメディア集中排除原則を緩和したほか、平成16年3月に地上放送等についてマスメディア集中排除原則の緩和を行うため、「放送局の開設の根本的基準」等の一部改正を行った。	
34CSデジタル放送の外資規制 （総務省）	電気通信役務を利用して行う放送の制度整備を行うことに伴い、これに該当するCSデジタル放送の外資規制を撤廃する。 【電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号)】	措置済 （1月施行）				

エ 社会・行政の情報化の推進

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期					
		13年度	14年度	15年度			
① E B M (Evidence-based Medicine:根拠 に基づく医療) の推進 (厚生労働省) 〈医療イ①の再 掲〉	患者本位の医療サービスを実現するために、診療ガイド ラインの作成やデータベースの整備が必要であり、平成15 年度中にE B Mの提供体制を整備し、速やかにE B Mが広 く一般的に行われるようにする。また、患者が自ら診療内 容等を理解し選択しやすくするためには、国民用の診療ガ イドラインを整備する。これらを公正で中立な第三者機関 が行うための環境整備を行う。	逐次実施 E B Mの樹立(15年度目途)			〈医療イ①の再掲〉		
②医療分野IT化 のグランドデ ザインとその 推進 (厚生労働省) 〈医療ア⑮の再 掲〉	医療の質の向上と効率化の観点から、医療分野のI T化 に関して戦略的なグランドデザインを描く。また、これを 推進する支援・助成について、医療費体系の整備の在り方 を含め検討し、電子カルテ等、各種I T化を統合的に推進 する。	[前段] 措置済 [後段] 検討	[後段] 検討(早 期結論) 一部措 置済	[後段] 逐次実 施	〈医療ア⑮の再掲〉		

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
③レセプトのオンライン請求を中心とする電子的請求の原則化 （厚生労働省） 〈医療ア⑯の再掲〉	a IT化のメリットを最大限享受し医療事務の効率化を図るため、レセプトの電子処理方法を確立し、磁気テープなどによる請求に加え、オンラインによる請求をできるようにする。このため、明確な目標期限、実現のための推進方策、安全対策などを明らかにした計画を平成13年度中に策定し、速やかに電子的請求の原則化を図る。さらに、オンライン化による請求を中心のものとするため、一定期間を定め、オンライン請求を促進するための措置などを導入し、オンライン請求を中心とする電子的請求の原則化を図る。また、オンライン請求を確実かつ安全なものにするためには、プライバシーの保護、セキュリティの確保などが重要であるが、今日のIT化の進展及び他分野での運用の状況を勘案し、短期間でそれら安全面の対策を講ずる。	一 部 措 置 済 (13年度中計画策定)	措 置 (速やかに原則化等)		〈医療ア⑯の再掲〉	
	b 実態を重視し、安全性が十分確保されているものについては即時にオンライン請求を可能とする措置を講ずる。		速 や か に 措 置		〈医療ア⑯の再掲〉	
④電子レセプトの規格の充実・強化及び使用の普及促進 （厚生労働省） 〈医療ア⑰の再掲〉	a レセプトの電子請求を促進し、医療事務の効率化やレセプト情報の有効活用により医療の質的向上を図ることが重要である。また、病名・手術名・処置名等やそのコードについてのレセプト、カルテの統一化や、それに適したレセプトフォームの規格化を実施し、その普及を促進する。 【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知保医発第0531001号】		一 部 措 置 済 (5月通知)	措 置	〈医療ア⑰の再掲〉	
	b 診療報酬点数算定ルールは複雑かつあいまいなものになっているので、その明確化、簡素化を図り、コンピューターで利用可能な算定ルールの確立と周知徹底を行う。	逐次実施			〈医療ア⑰の再掲〉	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
⑤カルテの電子化及び用語・コード様の標準化（厚生労働省） 〈医療ア⑱の再掲〉	a 電子カルテの導入・普及を積極的に促進する。その際、用語・コード・様式の標準化を進め、医師、医療機関が同一のものを使用することが不可欠であり、現在標準化がなされている病名、医薬品名等の普及を促進するとともに、その他の用語の標準化を完成させる。			措置	〈医療ア⑱の再掲〉	
	b カルテにおける用語・コードなどはレセプトにおけるそれと統一したものとし、将来的にはカルテから機械的にレセプトが作成される仕組みとする。 【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知保医発第0531001号】	検討・逐次実施			〈医療ア⑱の再掲〉	
⑥電子カルテ等診療情報の医療機関外での保存（厚生労働省） 〈医療ア21の再掲〉	診療を行った医療機関からの依頼を受けて、当該医療機関以外の事業者が電子カルテ等診療情報の保存を行う場合は、その事業者がデータ管理上必要不可欠な場合に、委託医療機関の了承を得て行う場合のみ、保存しているデータを見ることが出来ることを含め、個人情報と管理についての遵守の義務が確保されている場合には、医療機関等以外であっても保存を認める。			平成15年度以降速やかに措置	〈医療ア21の再掲〉	
⑦遠隔医療等の医療分野のIT化の推進（厚生労働省） 〈医療ア22 a の再掲〉 〈医療ア⑬の再掲〉	a 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供できるよう、病診連携や病病連携と併せて、遠隔診断等の遠隔医療を推進する。 また、各種データ交換の際のフォーマット、電子的情報交換手順、情報セキュリティ技術等の標準について早急に確立し、積極的な普及策を講ずる。	検討・結論・推進	推進	推進	〈医療ア22 a の再掲〉	
	b IT技術の進展に伴う遠隔診療については、対面診療を補完するものという基本的考え方を前提としつつ、例えば、僻地に限定することなく多様な場面での診療としても可能であることを明確にしたうえで、これを周知徹底し、促進する。 【平成15年厚生労働省医政局長通知】		措置済（3月通知）			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
<医療ア22bの再掲>	c 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処方チェックを可能とすべく、ITを活用した薬局機能の高度化について検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討	結論・措置	<医療ア22bの再掲>	
<医療ア22cの再掲>	d 保険者におけるレセプトの保管について、電子媒体での保管を認める方向で検討する。 【平成15年厚生労働省保険課長通知保発第0307002号】	検討（結論）	措置済（3月通知）			
⑧個人情報の保護とデータの科学的利活用の在り方 （厚生労働省） <医療ア23の再掲>	a 医療分野における個人情報保護に関して、「個人情報保護基本法制に関する大綱」（平成12年10月11日情報通信技術（IT）戦略本部個人情報保護法制化専門委員会決定）の趣旨に沿って早急に検討し、所要の措置を講ずる。 【障害者に係る欠格事由の適正化を図るための医師法等の一部を改正する法律（平成13年法律第87号）】 【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第1225003号、第1225004号】	一部措置済（7月施行）	一部措置済（12月通知）	措置（医療機関向け措置）	<医療ア23の再掲>	
	b 医療分野における個人情報保護について、ガイドラインの作成などを早急に検討し、所要の措置を講ずる。 【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第1225003号、第1225004号】		出来るだけ速やかに措置（一部措置済）		<医療ア23の再掲>	
	c 疫学研究等について、医学全体の発展を通じた公衆衛生の向上等の公益の実現を図る観点から、個人情報の保護を図りながら、情報の適正な利活用を可能にする仕組みについて検討し、早急に整備する。 【平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号】	結論	措置済（7月施行）			
⑨複数の医療機関による患者情報の共有 （厚生労働省） <医療ア⑩の再掲>	安全で質の高い患者本意の医療サービスを実現するために、個人情報の保護など一定の条件を備えた上で、患者情報を複数の医療機関で共有し有効活用が出来るよう措置する。 【平成14年厚生労働省医政局長・保険局長通知医政発第03029003号、保発第03029001号】	逐次実施			<医療ア⑩の再掲>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
⑩医療提供者に関する情報公開 （厚生労働省） 〈医療イ⑤の再掲〉	医療機関の医療機能、業務内容、医師の専門分野、診療実績などに関する客観的に比較可能な情報公開を促進する。 そのため、医療に関する各種情報のデータベース化、ネットワーク化を行い、国民が容易に情報にアクセスできる環境の整備を実施する。 【平成14年厚生労働省告示第158号】	逐次実施			〈医療イ⑤の再掲〉	
⑪健康保険組合の運営に係る規制 （厚生労働省） 〈医療ア26の再掲〉	事業状況に関する報告については、報告項目の見直し及び電子媒体の利用による報告方法を早急に検討し、その効率化を図る。	結論		措置	〈医療ア26の再掲〉	
⑫薬歴管理の電子化 （厚生労働省） 〈流通ウ⑨の再掲〉	薬歴の電子媒体による管理について、基準となるソフト等を開発し、その項目について一定の基準を示すこと等により、事業者の効率性の向上を図るとともに、消費者にとっての安心感を与えるべく所要の措置を講ずる。 【「薬剤服用歴（薬歴）の電子媒体による保存に関するガイドライン」周知（平成15年1月17日）】	検討	措置済 （1月周知）			
⑬医薬品に関する情報提供の促進 （厚生労働省） 〈医療イ⑩の再掲〉	通達の運用を見直し、現状、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を通じて行っている医療用医薬品の添付文書や製品回収情報等のインターネットによる提供について、一般消費者（患者）が医薬品情報を十分に入手できるよう、広く周知するとともに、一般消費者（患者）にとって医療用医薬品情報についても入手しやすくなるような情報提供についての方策を検討し、措置する。 【平成15年厚生労働省監視指導・麻薬対策課長通知】		逐次実施		〈医療イ⑩の再掲〉	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
⑭医療用具の製品標準書等の電子媒体での利用 （厚生労働省） 〈医療イ⑱の再掲〉	医療用具の製品標準書ならびに手順書を電子媒体で作成、保存することを認める。			17年度までに措置	〈医療イ⑱の再掲〉	
⑮介護保険給付業務におけるIT化の促進 （厚生労働省） 〈福祉ア①の再掲〉	a 介護支援専門員がケアプランを作成する際に必要となるサービス事業者の空き情報等の情報化等の介護保険給付業務に係るIT化を進める。	逐次実施			〈福祉ア①の再掲〉	
	b 介護サービスの利用者がWAM-NET（福祉保健医療情報ネットワーク）等を通して事業者情報等に直接アクセスし、サービス選択の判断に資することができるようなシステム構築を図る。	逐次実施			〈福祉ア①の再掲〉	
	c 介護に関する技術の発展等に資するために、例えば提供サービスと対象者の心身の状況の変化の関係を検証するなど、個人情報保護のための方策を明確にした上で、要介護者に関する情報の収集や分析等に努める。 【要介護認定等の一次判定ソフト（改訂版）の試行運用により情報収集・分析（平成14年5月～7月）】 【要介護認定等の一次判定ソフト（再改訂版）の試行運用により情報収集・分析（平成14年11月～12月）】	検討	措置済			
⑯介護ICカードの検討 （厚生労働省） 〈福祉ア⑱の再掲〉	介護保険の被保険者証について、ICカードを活用して、支給限度管理を行えるよう、事業者間のデータ交換、共有等が問題なく行えるような相互互換性を確保することについて検討し、モデル事業を実施する。	検討	検討	結論、措置	〈福祉ア⑱の再掲〉	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
⑰社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促進 (厚生労働省) 〈福祉エ③の再掲〉	消費者の選択の幅を拡大するとの観点から、社会福祉法人について株式会社並みの公認会計士等による会計監査等の一層の普及を図るなど、情報公開のための基準の強化を図る。また、社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報告書、監事の意見書等は、インターネット上で公開を促進する。 【平成13年厚生労働省社会・援護局総務課長通知社援総発第10号】 【全国厚生労働関係部局長会議において周知（平成14年1月16日）】 【社会・援護局主管課長会議において周知（平成14年3月4日）】 【社会・援護局主管課長会議において周知（平成15年3月4日）】	一部措置済 (10月通知、1月、3月周知)	一部措置済 (3月周知)	必要に応じて逐次実施	〈福祉エ③の再掲〉	
⑱職業紹介手続における電子メールの利用 (厚生労働省) 〈雇用ア②iの再掲〉	職業紹介手続において緊急時以外においても書面に代わる電子メールの利用を認める。 【平成13年厚生労働省令第61号】	措置済 (4月施行)				
⑲インターネット職業紹介に係る事業所面積要件の撤廃 (厚生労働省) 〈雇用ア②jの再掲〉	専らインターネットのみによる職業紹介について、事業所面積に係る20㎡要件を廃止する。 【平成13年厚生労働省職業安定局長通達職発第189-3号】	措置済 (4月施行)				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
⑳雇用分野の情報化 （厚生労働省） ＜雇用ア②kの再掲＞	「官民連携した雇用情報システム運営協議会」における合意を基に、公共職業安定所と民間職業紹介事業者等の連携による求人・求職情報の一元化と円滑な利用を図る総合情報ネットワークの運用を、平成13年度から確実に開始する。	措置済 （8月運用開始）				
21派遣先事業主から派遣元事業主への通知書類の電子化 （厚生労働省） ＜雇用イ①f(c)の再掲＞	派遣先事業主から派遣元事業主への通知について、労働者保護にも留意しつつ、電子媒体による通知も可能とすることを検討する。	検討	15年度までに措置		＜雇用イ①f(c)の再掲＞	
22社会保険労務関係の各種手続の電子化 （厚生労働省） ＜雇用オ②の再掲＞	健康保険・雇用保険等社会保険労務関係の各種手続の電子化を図ることにより、本社でオンラインによって処理ができる環境を整備する。			15年度から措置	＜雇用オ②の再掲＞	
23ETCの推進 （国土交通省）	一般利用者に対するサービスを平成14年度中に全国の主要な料金所に拡大、おおむね5年後を目途に都市高速道路においてETC(Electronic Toll Collection System:ノンストップ自動料金支払いシステム)に限定した利用を目指す。	逐次実施			（国土交通省） ○ 平成15年度は、ETCモニター・リース等支援制度を実施するなど、ETCの普及を促進した。	
24民生用DSRCシステム導入に関する制約の緩和 （総務省）	端末機器と路側機との間で情報を双方向でやりとりするDSRC(Dedicated Short Range Communication 狭域通信)システムについて、平成12年10月のDSRCシステムに関する電気通信技術審議会の答申に基づき、同システムがETC以外の多様な用途に活用できるよう周波数割当て、技術基準等の整備を早急に行う。 【平成13年総務省令第63号及び第64号】	措置済 （4月施行）				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
25道路交通情報提供に関する制約の緩和（警察庁、国土交通省）	a 道路交通情報提供事業への民間事業者の参入を促進し、また、新たな技術開発を図る観点から、交通の安全と円滑に関する必要最小限の法的な担保措置を設けるため、道路交通法を改正するなどの措置を講じた上で、現状の規制を撤廃することを早急に検討する。 【道路交通法の一部を改正する法律(平成13年法律第51号)】	法 律 案 成 立 後 公 布	措 置 済 (6月施行)			
	b 交通渋滞予測等の先進的な技術については、産官学の多面的な視点で可及的速やかに検証を行い、民間事業分野における実用化を推進する。 【交通情報検証システム整備（平成14年12月27日）】	検 討 (結 論)	一 部 措 置 済 (12月シ ステム 整備)	措 置 (4月シ ステム 運 用 開 始)	◎	(警察庁、国土交通省) 平成16年4月1日より交通情報検証システムの運用を開始した。

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
26 I T S 技術の国際標準化の推進 （警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）	I T S (Intelligent Transport Systems : 高度道路交通システム) 関連産業の国際競争力強化の観点も踏まえつつ、車両の走行を支援するシステムやD S R C (狭域通信) システム等を I S O (国際標準化機構) 及び I T U (国際電気通信連合) に提案する等により各種 I T S 技術の国際標準化を目指す。 (平成17年度末までの間)	逐次実施			<p>（総務省）</p> <p>○ I T U (国際電気通信連合) において、我が国の D S R C (狭域通信) システムにおける A S L (アプリケーションサブレイヤ) について、平成15年11月に国際勧告化を目指す提案を行った。</p> <p>（経済産業省）</p> <p>平成15年度においては、I S O において、平成15年6月に「交通メッセージコードを経由した T T I メッセージ: パート1 (ISO14819-1) (TC204/WG10) および「交通メッセージコードを経由した T T I メッセージ: パート2 (ISO14819-2) (TC204/WG10) が、平成15年12月には「ナビメッセージセット (ISO15075) (TC204/WG11) が国際規格となった。</p> <p>また、平成15年12月に「地理データファイル (14825) (TC204/WG3) が、平成15年10月に「交通メッセージコードを経由した T T I メッセージ: パート3 (14819-3) (TC204/WG10) が F D I S (最終国際規格案) として承認された。</p> <p>さらに、平成15年10月に「D S R C 第7層 (15628) (TC204/WG15) が D I S (照会段階) 承認されるとともに、広域通信における「プロトコル管理情報 (15662) (TC204/WG16) が投票なしで国際規格として発行されることになった。</p> <p>（国土交通省）</p> <p>平成15年10月に I S O において走行を支援するシステムに用いる狭域通信に関する仕様が D I S (国際規格案) 投票で可決され、F D I S (最終国際規格案) に移行した。</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
27 特殊車両通行許可手続 （国土交通省） 〈運輸オ⑦の再掲〉	特殊車両通行許可手続について、電子申請手続の導入と併せて申請書類の電子化、審査期間の短縮、申請書類の削減、提出部数の削減等の簡素化について検討し、措置する。	検討	検討	検討・措置	〈運輸オ⑦の再掲〉	
28 交通事故証明書の申請・交付の電子化 （警察庁）	電子的手段による交通事故証明書の申請・交付の可否について調査・検討し、結論を得る。			調査・検討（16年度中に結論）	○（警察庁） 平成16年度中に電子的手段による交通事故証明書の申請・交付の可否について結論を出すべく、現在、調査・検討委員会を設置し、電子的手段を導入した際に生ずる問題点等について調査・検討を行っている。	
29 ITに係る刑事基本法制の整備 （法務省） 〈法務ウ①の再掲〉	IT経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。					
	a 平成13年中に、刑法において、支払用カードの偽造等の犯罪に関する罰則を整備する。 【刑法の一部を改正する法律(平成13年法律第97号)】	措置済 （7月施行）				
	b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じた法整備を行う。	必要に応じて法整備			〈法務ウ①の再掲〉	
30 暗号技術の標準化の推進 （総務省、経済産業省）	客観的にその安全性が評価され、実装性で優れた暗号技術を採用するため、ISO、ITU等における暗号技術の国際標準化の状況を踏まえ、専門家による検討会の開催等を通じて電子政府利用等に資する暗号技術の評価及び標準化を行う。 【電子政府における調達のための推奨すべき暗号のリスト（平成15年2月20日）】 【各府省の情報システム調達における暗号の利用方針（平成15年2月28日行政情報システム関係課長連絡会議了承）】		措置済 （2月リスト策定、各府省了承）			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
31情報セキュリティマネジメント規格の確立 (経済産業省)	<p>情報セキュリティマネジメントに関する国際規格 (ISO/IEC13335、ISO/IEC17799)を J I S 等へ国内規格化するとともに、情報処理サービス業を対象とした事業所認証制度を創設することにより、情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保する。</p> <p>【平成14年2月20日経済産業省公示】</p>	措置済 (2月公示)				
32行政の情報化 (各府省)	<p>a 行政情報化の総合的・計画的推進</p> <p>行政の情報化については、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)等を踏まえ、添付書類の簡素化を始めとする手続そのものの見直し、国民にとって安心かつ使いやすいシステムの整備などに積極的に取り組むとともに、国民等の要請にこたえ、電子政府の早期実現を目指す。</p>	13年度以降逐次実施			<p>(各府省)</p> <p>○ 平成15年7月17日、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において、今後3か年の電子政府構築に係る具体的な政府の取組を定めた「電子政府構築計画」を策定した。</p>	
(各府省)	<p>b 申請・届出等手続の電子化</p> <p>(a) 各個別手続のオンライン化実施時期の前倒し、簡素化等手続そのものの抜本的見直し及び事務処理の電子化という観点から、既存のアクション・プランを見直し、新たなアクション・プランを平成13年度早期に策定する。</p>	措置済				
(総務省)	<p>(b) 行政手続のオンライン化のための法整備</p> <p>行政手続について、原則としてすべて書面による手続に加えオンラインによる手続も可能とするための法案を提出するなどにより、所要の法整備を行う。</p> <p>【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)】</p> <p>【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成14年法律第152号)】</p>		措置済 (2月施行)			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(各府省)	(c) 申請・届出等手続の電子化にかかわる共通の基盤システム(府省認証システム、複数の手続の受付・結果通知等について汎用的に利用できるシステム)を平成14年度までに整備する。	一部措置済	措置済(3月整備完了)			
(各府省)	(d) 国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、平成15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。その際、可能な限り、平成14年度までに個別手続のオンラインシステムを整備する。	一部措置済		措置	(各府省) ○ 国の行政機関に対する約13,000件の申請・届出等の手続について、オンライン化が可能なほとんど全ての手続をオンラインで行えるようにした。	
(総務省)	(e) ワンストップサービスの推進 i) 各府省が提供する申請・届出等手続に関する案内情報や申請書の様式等をホームページに掲載したものを横断的に検索・入手できる総合窓口システムを平成13年度から運用開始する。 総合窓口システムにおいて、平成15年度までに、各府省の行政手続の申請・受付システムへのアクセスを可能とする。	一部措置済(4月運用開始)	15年度までに実施		(総務省) ◎ 電子政府の総合窓口(e-Gov)に、各府省の電子申請システムへアクセスできる機能を整備し、平成16年1月から運用を開始した。	
(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) 〈運輸オ⑯の再掲〉	ii) 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度の出るだけ早い時期に運用開始する。その際、利用者からの意見・要望を踏まえ、実施時期についても少しでも繰り上げて早期に実現する。	検討・調整	検討・調整	7月中旬を目途に運用開始	〈運輸オ⑯の再掲〉	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
（財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）	さらに、昨今の進歩著しい情報技術革新の潮流と今回のシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、既存システムの相互接続にとどまらず、改めて輸出入・港湾に関する全ての手続の徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステム構築について検討する。		逐次検討			
	iii) 輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。	検討・調整（検討体制整備済）	検討・調整	7月中旬を目途に運用開始	◎ 輸出入・港湾手続関連府省連絡会議の申合せに基づき、平成15年7月23日、1回の入力・送信で関係府省に対する全ての必要な輸出入・港湾関連手続ができるシングルウィンドウ化を実現した。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	さらに、通関情報処理システム(NACCS)と港湾EDIシステムについては平成13年度中を目途に接続、NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)については、平成14年度までを目途に、また、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システムについても、平成14年度までを目途に、それぞれ連携する。	一部措置済 (1月NACCSと港湾EDI接続・運用開始)	一部措置済 (11月NACCSとJETRAS接続・運用開始、2月NACCS、港湾EDI及び乗員上陸許可支援システム相互接続)	措置 (シングルウィンドウサービス提供開始)	◎ (財務省、法務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省) 平成15年7月23日、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を実現した。	
	なお、平成15年度までの実現を予定している輸出入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸出入手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を検討する。	15年度までに検討・結論			◎ (財務省) マルチペイメントネットワークと税関手続申請システム(CuPES)及び通関情報処理システム(NACCS)を連携し、平成16年1月に手数料等の歳入金、平成16年3月に関税等について電子納付を可能とした。 また平成15年11月にNACCSと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携を行うためのEDI仕様等を公開した。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
（警察庁、総務省、財務省、国土交通省） <運輸オ21の再掲> （国土交通省） （各府省）	iv) 自動車保有に関する手続（検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等）のワンストップサービス化について、平成17年における確実な運用開始を図るとともに、関連する法令の着実な整備を図る。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。 なお、軽自動車についてワンストップサービス化する際には、現在は軽自動車検査協会が独自に行っている軽自動車の登録管理についても接続のインターフェイスを統一すること等により、申請者負担の軽減が図られるようにする。			おおむね15年を目途に試験運用（17年運用開始）	<運輸オ21の再掲>	
	v) 自動車登録事項等証明書の電子的手段による交付及び照会を可能とした上で、保険加入等関連手続として車両登録確認が必要な場合、電子証明書を持つ保険会社が契約者名（車両所有者）、登録番号又は車台番号で照会を行い、車両確認することでの必要書類の取付に代えることを検討する。		検討	検討（17年運用開始に間に合うように結論）	○ （国土交通省） 平成17年のワンストップサービス運用開始に間に合うように結論を得るべく検討中である。	
	c 政府調達の電子化 (a) 非公共事業 各府省がホームページで提供する調達情報を一括する政府調達情報の統合データベースの運用を平成13年度に開始するとともに、インターネット技術を活用した電子入札・開札の平成15年度までの導入に向けて取り組む。 【平成13年6月より統合データベースの運用開始】	15年度までに実施			◎ （各府省） 政府調達（公共事業を除く）に係る入札・開札の電子化は、平成15年度中に導入済みである。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
（国土交通省及び関係府省） 〈住宅イ⑩の再掲〉	（b）公共事業 平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始、原則として、平成16年度までにすべての直轄事業で電子入札・開札を導入する。 なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)を平成16年度までに構築する。	13年度以降逐次実施（16年度までに措置）			〈住宅イ⑩の再掲〉	
（各府省）	d 国庫金事務の電子化 国税、年金徴収・支払等国庫金事務について、電子化を推進する。	13年度以降逐次実施			（各府省） ○ 国税、年金徴収・支払等国庫金事務については、その電子化を推進している。	
（財務省）	（a）国税の申告、申請・届出等手続について、平成15年度から、一部税目についてインターネット等による申告等を可能とする。			15年度以降逐次実施	（財務省） ○ 国税の申告及び申請・届出等手続（申告手続については所得税、法人税及び消費税を対象）について、インターネット等による手続を可能とするシステム整備を行い、平成16年2月2日に名古屋国税局管内において運用を開始した。（同年6月1日に全国拡大）	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(財務省)	(b) 歳入金・国税の納付及び歳出金・国税還付金の振込について、日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提として、平成15年度までに、インターネット等を利用した納付及びオンライン等による振込みを可能とするためのシステム整備、運用を開始する。	15年度までに実施			<p>(財務省)</p> <p>◎ (歳入関係)</p> <p>歳入金の納付については、インターネット等を利用した納付を可能とする各府省等の共同利用型システムとして「歳入金電子納付システム」を整備し、平成16年1月から運用を開始した。（平成16年1月19日施行）</p> <p>また、国税の納付についても、インターネット等を利用した納付を可能とするシステムとして「国税電子申告・納税システム」を整備し、平成16年3月から運用を開始した。</p> <p>(歳出関係)</p> <p>歳出金の振込について、官庁会計事務データ通信システム（ADAMS）の第4次システムにより、平成15年4月より日本銀行とのオンライン化を実施した。（平成15年4月1日施行）</p>	
(厚生労働省) 〈金融オ24bの再掲〉	(c) 国民年金保険料の納付について、既に行われている口座振替に加え、ATMやパソコン、携帯電話を使った納付を可能とするよう、所要の措置を講ずる。			16年度当初に措置	〈金融オ24bの再掲〉	
(総務省、経済産業省、財務省及び関係府省)	e 情報システムに係る政府調達制度の見直し (a) 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成14年3月29日、4月22日改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において申し合わせた事項への取組を推進するため、定期的なフォローアップを行う。			逐次実施	<p>(総務省、経済産業省、財務省及び関係府省)</p> <p>○ 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成14年3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）に定められた事項に関し、平成14年度における各府省の取組状況に関するフォローアップ調査を実施し、平成16年1月に公表した。</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
(総務省)	(b) また、調達管理の適正化の観点から、外部専門家の活用等を通じた調達側の体制強化、インセンティブ付契約、サービスレベル契約の導入等について検討し、早期に結論を得る。 【「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」改定（平成15年3月19日）】		一部措置済 (3月改定)	措置	◎ (総務省、経済産業省、財務省及び関係府省) 平成16年3月30日、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を改定してインセンティブ付契約、サービスレベル契約（SLA）の導入等を図ることとし、可能な案件から逐次適用していくこととした。	
	f 地方公共団体における行政情報化の推進 (a) 地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークについて、平成15年度までに構築する。また、速やかに霞ヶ関WANとの接続を図る。	都道府県、政令指定都市等との構築	市町村との構築		○ (総務省) 平成16年3月までに大多数の地方公共団体が参加した。 ※ 平成16年3月31日現在の参加団体数 都道府県：47団体（100%） 市町村：3,154団体（99.9%） なお、霞ヶ関WANとは既に接続済である。	
	(b) 国の行政機関の認証システムと整合性のある地方公共団体の組織認証システムについて、平成15年度までに構築する。	都道府県、政令指定都市等における構築	市町村における構築		○ (総務省) 平成16年3月までに大多数の地方公共団体が参加した。 ※ 平成16年1月15日現在の参加団体数 都道府県：47団体（100%） 市町村：879団体（27.9%） ※ LGWANに比べ参加団体数が少ないのは、まずLGWANの構築を行った後、組織認証の構築を行うので、構築する時期にずれが生じるため。基本的にはLGWANに接続したすべての団体において構築することとなるため、LGWANの参加団体数と同じとなる見込み。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	(c) 地方公共団体による公的個人認証サービスについて、平成15年度までの運用開始を目指し、その構築に向け、法案を提出するなど、所要の法整備等を行う。		15年度までに運用開始		◎ (総務省) 「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令」（平成15年政令第408号）、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則」（平成15年総務省令第120号）及び「認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準」（平成15年総務省告示第706号）を制定し、公的個人認証サービスの運用を開始した。	
	【電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）】		法案成立後公布	措置（公布後2年以内に施行予定）	◎ (総務省) 平成16年1月29日に法が施行された。	
	(d) 国は、地方公共団体が処理する申請・届出等の行政手続等のオンラインによる実施を可能とするため、法令等の整備、実施方策の提示等を行うなどの環境整備を推進する。【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）】 【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第152号）】		措置済（2月施行）			
	(e) 住民基本台帳制度について、住民基本台帳ネットワークシステムの構築により、転入・転出手続の簡略化、市町村の区域を超えた広域的な住民票の写しの交付、効率的な行政機関への情報提供等を可能とするための所要の措置を講ずる。 【住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第273号）、平成13年総務省令第135号】	基本的な部分は14年度措置（14年8月5日施行）、その他の部分は15年度措置（15年8月施行）			◎ (総務省) 住民基本台帳ネットワークシステムの構築により、転入・転出手続の簡略化、市町村の区域を超えた広域的な住民票の写しの交付、効率的な行政機関への情報提供等が可能となった。（平成15年8月25日施行）	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	(f) 法人住民税・法人事業税等の地方税の申告、納付等の手続を電子化する。 【モデルシステム仕様書提示（平成14年12月20日）】	検討	申告について措置済（12月提示）	納付について検討・結論・	◎（総務省） 地方税の納付手続の電子化については、平成15年度においてモデルシステムの開発を行ってきたところであり、その成果を踏まえ、平成16年3月15日付けで、各地方公共団体に対しモデルシステム仕様書を提示した。 今後は、既にモデルシステム仕様書を提示している地方税の申告手続の電子化と共に、納付手続についても地方公共団体において順次電子化が図られるものと考えている。	
	(g) 地方公共団体が入札手続の電子化を国の実施スケジュールに合わせて円滑に推進できるよう、検討し、所要の措置を講ずる。 【平成13年総務省自治行政局長通知総行第204号】	一部措置済（12月通知）	措置済（地方財政措置）			
33 ICカードの普及 （内閣官房及び関係府省）	国民等の利便性の向上、行政コストの削減を図るため、行政機関が発行するICカードに関して、運転免許証等国際的な検討の対象となっているものを除き、複数の情報を相乗りさせることについて検討する。このため、関係府省が連携して、制度面、技術面、コスト面、利便性や安全性等の面からその可能性を検討した上で、平成13年度のできる限り早い時期に基本的スペックを策定する。 【公的分野における連携ICカードの実現に向けた基本的考え方（平成13年7月27日）】	措置済（7月策定）				
34 保険業法に基づく申請・届出の電子化 （金融庁） 〈金融エ⑬の再掲〉	保険業法における各種の申請・届出の電子化（電子認証制度等を用いた電子メールによる申請・届出を含む）を行う。			措置	〈金融エ⑬の再掲〉	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
35損害保険代理店の登録申請の電子化及び行政における登録情報の電子管理（金融庁） 〈金融エ32の再掲〉	損害保険代理店の登録申請や登録内容の変更届出の電子化を行うとともに、登録情報の電子的管理を実施する。			措置	〈金融エ32の再掲〉	
36外為関係の諸報告（財務省） 〈金融オ③の再掲〉	外為関係の諸報告の電子媒体化について、結論を得、所要の措置を講ずる。 【平成14年財務省令第43号】	結論	省令公布（7月）	措置（17年1月施行予定）	〈金融オ③の再掲〉	
37国別対外債権残高報告書のOCR用紙による報告義務付けの廃止（財務省） 〈金融オ⑥の再掲〉	特別国際金融取引勘定承認金融機関が、外国為替及び外国貿易法第55条の7等に基づき、作成・提出することとされている四半期ごとの非居住者に対する国籍及び所在国別の債権残高の状況に係る「国別対外債権残高報告書」について、OCR(Optical Character Reader：光学式文字読み取り)用紙による作成の廃止を検討し、所要の措置を講ずる。 【平成14年財務省令第43号】	結論	措置済（7月施行）			
38関税評価の対象から除外されるソフトウェアの定義の明確化（財務省）	ソフトウェアのうち関税評価の対象から除外できない「データ処理機器に組み込まれているもの」がどのようなものであるかを明確にする。			措置（4月予定）	◎（財務省） 「関税法基本通達等の一部改正等について」（平成15年3月31日付け関税局長通達財関第346号）により明確にした。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
39学術報告書の電子化 （関係府省）	公的機関、国公立大学発行の論文・報告書、国からの直接委託等により民間企業等において研究開発したものの成果について、可能な限りインターネット等で電子データ等による公開を進める。	検討・逐次実施			○	（関係府省） 公的機関や国公立大学発行の論文・報告書、国からの直接委託等により民間企業等において研究開発したものの成果については、インターネットによる公開を進めている。
40工業所有権に関する手数料納付の電子化 （経済産業省）	工業所有権に関する手数料納付について、手数料の決済に関するリスク負担等を踏まえつつ、電子化に必要な措置について検討を進める。 【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）】 【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第152号）】	検討	一部措置済 （2月法律施行）	システム開発 （17年度中に運用開始）	○	（経済産業省） 平成15年度に仕様書を作成してWTOによる調達手続きを実施し、モデル事業特許事務機械化庁費の一部として、システム開発を実施している。
41鉱業権設定出願の際の添付区域図の電子化 （経済産業省）	鉱業権設定出願の際の添付区域図について、パソコンで作成した図面による提出を認めることについて、技術的又は制度的な課題解決の進展状況を踏まえ検討する。 【平成13年経済産業省令第184号】	措置済 （7月施行）				
42電気用品の技術基準適合検査記録 （経済産業省）	電気用品安全法における検査記録について、電子媒体による保存を可能とする。 【平成13年経済産業省令第20号】	措置済 （4月施行）				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
43石油コンビナートの保安規制に係る申請・届出手続の電子化 （総務省、厚生労働省、経済産業省） 〈危険キ③の再掲〉	石油コンビナートの保安規制に関して、国に対する申請・届出手続の電子化を実施する。			原則として措置	〈危険キ③の再掲〉	
44研究開発段階でのアルコール製造等に係る手続の簡素化 （経済産業省）	研究開発段階でのアルコール製造に係る手続について、更に簡素化を図るため電子申請を認める。			できるだけ早い時期に措置	◎（経済産業省） 平成16年3月31日からシステムの運用を開始した。	
45情報システム開発・調達プロセスの改善 （経済産業省及び関係府省）	IT社会に対応した成熟度のあるシステム開発・調達を官民に広く普及するため、ソフトウェア開発・調達プロセス評価指標モデルを策定するとともに、競争の一層の促進を図る観点から、同モデルの活用などソフトウェアの特質を踏まえた調達の速やかな導入・普及に向けた検討を行う。 【ソフトウェア開発・調達プロセス評価指標モデル策定（平成15年1月31日）】 【ソフトウェア開発・調達プロセス評価指標モデルの活用について（平成15年3月19日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）】	評価指標の検討	措置済 （1月モデル策定、3月各府省了承）			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
46工場立地法に基づく届出等の電子化（経済産業省）	工場立地法に基づく届出等について、手続のオンライン化を検討する。 【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）】 【行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第152号）】	検討	措置済（2月施行）			
47軽自動車税申告書・納付書の様式の統一化（総務省）	軽自動車税申告書・納付書の様式の統一化について、国民負担を軽減する観点から、地方公共団体と電算システムの再構築、費用負担等について検討を行う。（第156回国会に係る法案提出）	検討	法案提出	法案成立後公布（16年4月施行予定）	◎（総務省） 「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年4月1日法律第9号）により、申告書の様式を統一化した。（平成16年4月1日施行）	
48自動車取得税の申告書の様式の統一化（総務省）	自動車取得税の申告書について、自動車関係手続のワンストップサービスの実現を図るため、電子化以外の手法による短期的施策として、申告書の様式を統一化する。【平成13年総務省令第55号、第183号】	周知	措置済（4月施行）			
49無線局の免許申請等の手続のオンライン化（総務省）	無線局の免許申請等手続について、オンラインによる手続を可能とするよう検討を行い、所要の措置を講ずる。	検討	一部措置済	措置	◎（総務省） 「総務省行政手続の電子化推進アクション・プラン」（平成14年7月）に基づき、手続のオンライン化を行った。	
50不動産関連情報の一層の開示（国土交通省） <住宅ア37dの再掲>	不動産流通機構が運営しているコンピュータ・システム・ネットワークであるレインズ（Real Estate Information Network System）情報の質及び内容の拡充並びに成約情報等市況情報の提供促進も含めた活用方策につき、検討し、所要の措置を講ずる。	検討	一部措置済	措置（4月予定）	<住宅ア37dの再掲>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
51公共工事における各種書類の標準化とネットワークの活用 （国土交通省） 〈住宅イ⑨の再掲〉	公共工事において関係者間で交換・共有する各種情報の標準化を推進するとともに、ネットワークの活用を促進する。	検討	検討	措置	〈住宅イ⑨の再掲〉	
52建設業に係る許可申請の電子化等 （国土交通省） 〈住宅ウ⑥の再掲〉	a 建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	検討	検討	一部施行	〈住宅ウ⑥の再掲〉	
	b 一般及び特定建設業許可に係る申請・届出書類等について、許可申請等のオンライン化に合わせて見直し、簡素合理化を図る。		検討・結論	措置	〈住宅ウ⑥の再掲〉	
53宅地建物取引業に係る免許申請の電子化 （国土交通省） 〈住宅ウ⑩の再掲〉	宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	検討	検討	一部施行	〈住宅ウ⑩の再掲〉	
54管轄裁判所合意の電子化 （法務省） 〈法務ア⑭の再掲〉	第一審の管轄裁判所に関する合意を電磁的方法によりした場合における当該合意の効力の制限を見直す。			検討・結論	〈法務ア⑭の再掲〉	

オ IT化を担う人材育成の強化

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
①インターネット等を用いた学校情報の発信 （文部科学省） 〈教育イ26bの再掲〉	インターネットに接続されているコンピュータが整備された学校に対し、個人情報や、著作権の保護に十分配慮し、学校や学校の教育活動の紹介などホームページを利用した学校情報の発信が主体的に行われるよう、必要な助言や情報提供を行う。 【インターネット活用ガイドブック モラル・セキュリティ編（平成13年4月1日）】	措置済 （4月配布）				
②学校等における情報化の促進 （文部科学省） 〈教育イ27の再掲〉	コンピュータ等を活用した教科指導を促進する観点から、教員向けの情報教育の手引等の作成を行う。また、情報教育関係団体と連携協力し、広く情報収集を行うとともに、具体的な指導方法の事例集やガイドブックの作成などにより、コンピュータ等を活用した教科指導について、地方公共団体や各学校に対して一層積極的に情報提供していく。 【コンピュータ・インターネットの授業実践事例集（平成13年3月10日、平成14年3月15日）】	措置済 （13年3月、14年3月作成）				
③インターネット等を用いた高等学校教育の促進 （文部科学省） 〈教育イ28の再掲〉	高等学校段階の教育において、通信教育の充実を図る観点からインターネットを活用した教育の可能性について検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討（結論）	措置	〈教育イ28の再掲〉	
④インターネット等を用いた高等教育の促進 （文部科学省） 〈教育ウ①の再掲〉	インターネットを活用した授業について、効果的な学習指導を行い得る体制が整えられている場合には、直接の対面授業におけるような同時性・双方向性がなくとも、これを遠隔授業として位置付け、単位修得を可能とする。 【平成13年文部科学省令第45号】	措置済 （13年3月施行）				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
⑤情報処理技術者試験制度の相互承認等 (経済産業省)	<p>海外の専門的IT技術者の活用を促進するため、情報処理技術者試験制度の相互承認等の措置を早期に実施する。</p> <p>【平成13年度相互承認措置合意国：インド（2月）、シンガポール（8月）、韓国（12月）、中国（1月）】</p> <p>【平成14年度相互承認措置合意国：フィリピン（4月）、タイ（6月）、ベトナム（7月）、ミャンマー（11月）】</p>	逐次実施			○	<p>(経済産業省)</p> <p>左記に合意国に加え、平成15年12月には台湾と相互措置に関する合意を行った。</p>
⑥外国人IT技術者受入れ関連制度の見直し (法務省) 〈法務ウ②の再掲〉	<p>IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、IT技術者に関する上陸許可基準等外国人受入れ関連制度の見直しについて検討を行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>【平成13年法務省令第79号(平成13年12月28日施行)により制度改正を実施、新制度の下で補充的に必要な措置について平成13年法務省告示第579号(平成13年12月28日施行)、平成14年法務省告示第302号(平成14年7月19日施行)、引き続き逐次実施】</p>	13年度中に検討・結論 結論に基づき逐次実施				〈法務ウ②の再掲〉

カ その他

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
① PHSのトランシーバーモードにおける通話時間制限（3分）の緩和（総務省）	PHSのトランシーバーモードに課せられている通話時間制限（3分間）について、その緩和の可能性について検討を行い、平成13年度中に結論を得る。 【平成14年総務省令第21号】	措置済 （2月施行）				
② Xバンドの使用に関する規制緩和（総務省）	人体検知センサーなどの電波センサーへのXバンド（10.525GHz帯）の周波数帯利用について、技術的条件に関する平成12年11月27日電気通信技術審議会答申を踏まえ、技術基準等の制度整備について検討を進め、平成13年度中に結論を得る。 【平成13年総務省令第75号～第77号】	措置済 （5月施行）				
③ 非接触型ICカードの無線局設置の際の申請手続の簡素化（総務省）	非接触型ICカードの無線局の開設に当たっては申請負担軽減の観点から手続方法及び技術基準等について、システムの運用実績や特殊性に考慮した規律の見直しを行い、一括申請の容認等手続の簡素化を図る。 【平成14年総務省令第96号～第99号】		措置済 （9月施行）			
④ 無線（非接触）による自動認識システムの予備機器使用時における手続の簡素化（総務省）	無線（非接触）による自動認識システム（RFID:Radio Frequency Identification）について、故障した機器の修理や業務量の増大等により予備装置を使用する場合において、装置変更の届出を不要とする。 【平成14年総務省告示第643号】		措置済 （12月告示）			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
⑤無線局免許申請等における添付書類の簡素化 (総務省)	a 無線局免許申請において提出が義務付けられている回線経路図及び通信路構成図について、代替情報の確保による省略化を図る。		検討	結論 (16年度中に措置)	○ (総務省) 無線局免許申請等における添付書類の簡素化のための改正省令を平成16年9月に公布し、無線局免許申請等の処理を行うシステム(総合無線局監視システム)の更改にあわせて平成17年5月に施行する予定としており、本件についてもその一つとして省略化のための手続き等を検討中である。		
	b 高周波利用設備設置許可申請において提出が義務付けられている線路系統図及び装置の系統図について、代替情報の確保による省略化を図る。 【平成15年総務省令第49号】		措置済 (3月施行)				
	c 電気事業者が自家用電気工作物を所有する顧客等との間に、連絡用電話回線を構成するために敷設する設備について、有線電気通信設備設置届の事項書における記載事項を簡略化する。 【平成15年総務省令第49号】		措置済 (3月施行)				
⑥電波利用料の納付方法の見直し (総務省)	無線局の開設年度の翌年以降における電波利用料の納付時期を、免許年月日にかかわらず全総合通信局で統一した時期に、当該免許人が保有している全無線局分の電波利用料を一括して振り込むことを可能にする。			17年度初期までに検討・結論	○ (総務省) 平成15年度は、措置内容等に沿った取扱方法が可能となるよう、手続及びシステム構築を含め、問題点の整理等の検討を行った。 平成17年度初期までに、電波法施行規則等必要な省令の改正を行うとともに、システムの構築を行う予定である。		